

海外県系人社会と連携した次世代ウチナーネットワーク構築事業委託業務企画提案 応募要領

1 事業目的

本事業は、沖縄から移民して今年で 125 年の歴史を迎えるカナダ国へ沖縄県の学生を派遣し、現地の県系人、特に同世代の県系子弟との交流を通して相互の絆を強化し、派遣先国の県系人社会の活性化を図るとともに、世界のウチナーンチュに対する興味関心を高め、世界に広がるウチナーネットワークの継承及び発展に資する若い世代を育成することを目的とする。

2 委託業務の内容

- ① 内 容：海外県系人社会と連携した次世代ウチナーネットワーク構築事業委託業務
仕様書参照
- ② 実 施 日：契約の日～令和 8 年 2 月 27 日
- ③ 契約方法：企画コンペにより委託業者を選定した上で随意契約

3 契約期間

契約日～令和 8 年 2 月 27 日

4 事業予算額

10,170,000 円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）で見積もること。
ただし、この金額が企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

5 応募資格

次の要件を全て満たす法人または複数の法人からなる共同企業体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。共同企業体で実施する場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には代表法人が県内に本店又は支店を有していること。
- (4) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に管理法人を 1 者置くものとし、協定書を提出すること。管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。管理法人は以下の要件を満たすことが必須である。
 - ① 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
 - ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。
 - ③ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。
- (5) 過去 3 年以内に、国、沖縄県及び公共団体等と文化交流イベント等に関する業務を受託し

た実績がある者。

- (6) 本業務の実施に際して、正副 2 名以上の専任の担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれる者
- (7) 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 3 条に規定する登録を受けた者であること。ただし、共同企業体の場合は、構成員のうち同法に基づく旅行業務を行う者のみ当該登録を受けていけばよいものとする。
- (8) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、法人単体で申請することはできない。

6 応募方法

以下の書類①～⑥を 8 部（正本 1 部、副本 7 部）作成し、令和 7 年 6 月 6 日（金）正午までに持参又は郵送（必着／配達記録が分かる方法に限る）で提出すること。

- ①企画提案応募申請書（様式 1）
- ②会社概要表（様式 2）
- ③実績書（様式 3）
- ④積算書（様式 4）
- ⑤委託業務企画提案書（作業スケジュール表、執行体制を含む）（任意様式）
- ⑥誓約書（様式 6）

※共同企業体を形成する場合は、これらのほか協定書（様式任意）を 1 部提出すること。
また、②、⑥については、構成員ごとに作成すること。

⑦提案者に関する書類

- ・定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
- ・直近 3 事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
- ・直近 3 年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類

※共同企業体を形成する場合は、上記のすべての書類を構成員ごとに各 1 部提出すること。

7 選考方法

1 次審査として書類審査を行い、応募者の中から 3 者程度を選定し、2 次審査として県に設置する企画審査委員会においてプレゼンテーションを行い、委託業者を決定する。応募者が 3 者以下の場合、1 次審査を通過した全応募者プレゼンテーションを行うこととする。

2 次審査においては、提出した企画提案書等について説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。詳細は、1 次審査選考結果の通知の際に連絡する。

8 企画審査の内容

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

- (1) 適合性（事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること）
- (2) 実行性（確実かつ円滑に委託業務を遂行できる能力・体制等を有していること）
- (3) 具体性（提案された内容が具体的かつ効果的であること）

- (4) 妥当性（事業を遂行するにあたり適切な計画であり妥当な積算であること）
- (5) 総合評価

9 スケジュール（予定）

- ① 企画提案書質問受付締切：令和7年5月29日（木）正午まで
- ② 企画提案書質問回答：令和7年6月2日（月）までに県 HP に掲載
- ③ 企画提案書提出期限：令和7年6月6日（金）正午まで
- ④ 一次審査通知：令和7年6月10日（火）
- ⑤ 企画審査（プレゼン）：令和7年6月18日（水）もしくは6月19日（木）予定
- ⑥ 委託契約締結：令和7年6月下旬

10 問い合わせ・書類提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁5階）

沖縄県文化観光スポーツ部 交流推進課 知念

T E L : 098-866-2479 F A X : 098-866-2960

E-mail: aa082400@pref.okinawa.lg.jp

11 その他留意事項

- ① 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本国及び日本国通貨とする。
- ② 企画提案書の作成にかかる経費は、各社負担とする。
- ③ 提出された企画提案書は、原則として返却しない。
- ④ 質問等については、公平性を期し、誤回答等を防ぐため、メールによる質問（様式5による）のみ受け付ける。なお、質問者の会社・氏名等は公表しない。2次審査結果通知は6月下旬を目処に各応募者あてメールで行う。
- ⑤ 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- ⑥ 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号（下記条文（抜粋）参照）のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。
- ⑦ 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- ⑧ 事業終了時には、証憑を検査し実際に要した額を確定した後、その支出した額を契約額の範囲内で支払う。なお、契約締結後、委託費の一部について概算払請求を行うことができる。

〈沖縄県財務規則〉9（9）その他留意事項関連

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が 1 件 500 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。